

平成25年9月24日

各京都市指定移動支援事業所管理者 様  
各指定障害福祉サービス事業所・施設の長 様  
各指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所の長 様  
各指定障害児通所支援事業所・施設の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長  
(担当 在宅福祉担当, 企画担当)

### 障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～における 放課後支援の実施場所に係る取扱いについて

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。  
標記の事業につきましては、平成25年9月13日付け通知「障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～の実施（移動支援事業の拡充）について」等において、周知及び依頼をしておりますが、この度、指定障害福祉サービス事業所等の空きスペースを放課後支援の実施場所として利用する場合、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 同一建物内での実施ができないもの

放課後支援と同様の趣旨・目的を有する以下の事業を行っている場合は、当該事業所と同一建物内で放課後支援の実施はできないものとします。

- (1) 放課後等デイサービス
- (2) 日中一時支援（児童を対象とするものに限る。）

#### 2 同一建物内で実施する場合の考え方

指定障害福祉サービス事業等の種類に応じて、当該事業の支援に支障のない範囲において、以下の場所を放課後支援の実施場所とすることができるものとします。

##### (1) 共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設及び障害児入所施設

指定基準上必要な設備（訓練作業室、相談室、居室等）以外で、可動式でない壁やドアなどにより他の部分と明確に区分されているスペース（例：職員会議室）

##### (2) 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所、日中一時支援（児童を対象とするもの以外）及び児童発達支援

ア 指定基準上必要な設備（訓練作業室、相談室、居室等）以外で、可動式でない壁やドアなどにより他の部分と明確に区分されているスペース（例：職員会議室）

イ 指定基準上必要な設備（訓練作業室，相談室，居室等）であって，指定障害福祉サービス事業等の運営規程に定めるサービス提供時間外であり，かつ，当該事業の利用者がその場所を利用していない時間帯

**(3) 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，特定相談支援及び一般相談支援**

指定基準上必要な設備（事務室，相談室等）以外の空きスペース（可動式でない壁やドアなどにより他の部分と明確に区分されていることまでは要件としない。）

**3 指定事業所等を実施場所とする場合の届出**

指定事業所等を実施場所とする場合は，「京都市移動支援事業における放課後支援の届出」に，以下のとおり，書類の添付及び追加の記載をしてください。

**(1) 事業所平面図の添付**

届出に，事業所の平面図を添付してください。平面図は，色分けするなどして，指定事業で使用する場所と，放課後支援で使用する場所が明確に分かるようにしてください。

**(2) サービス提供時間及び当事業の実施時間の記載**

2(2)イの場合のみ，届出の欄外に，指定事業のサービス提供時間及び放課後支援の実施時間を記載してください。

**【問合せ先】**

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

在宅福祉担当（橋本，牧野，多田）

電話：075-222-4161